

新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

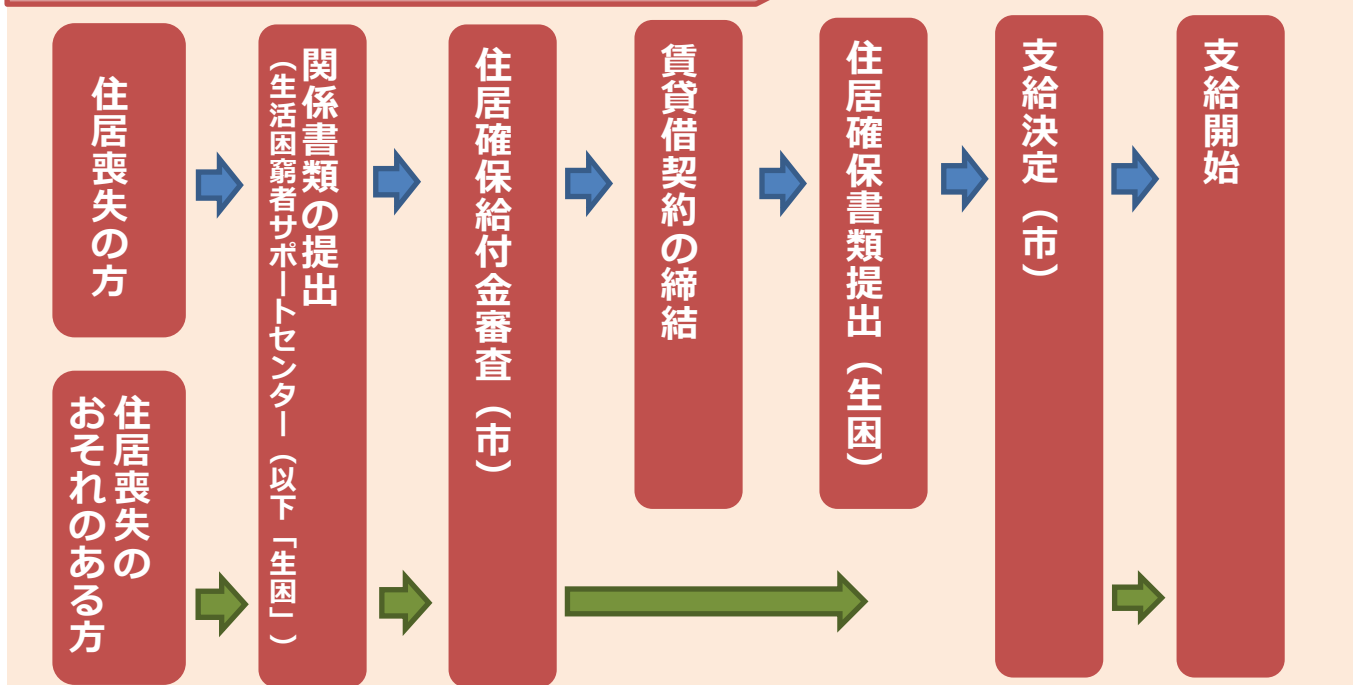
住居確保給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、これまでの離職・
廃業から2年以内の方に加え、収入が減少し離職等と同程度の状況に
ある方も支給を受けることができます。

なお、令和3年1月1日以降、最長で12か月まで延長が可能となり
ました。具体的な内容は裏面をご覧ください。

給付手続きの流れ

(申込みから支給開始まで3週間程度かかります)



お問い合わせ・相談窓口

知多市生活困窮者サポートセンター
(知多市社会福祉協議会)

住所：〒478-0047 知多市緑町32-6 (福祉活動センター内)

電話：0562-39-3060 FAX：0562-39-3065

相談受付時間 (※相談は**完全予約制**です)

午前9時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

離職や休業により住宅を失った、または喪失のおそれがある方に、原則3ヶ月間、最長12か月間（令和2年度に新規申請された方に限る）、家賃相当額（上限額あり）を大家等に直接支給します。

■**主な給付要件チェックリスト** ※退職事由は問いません。
（全ての要件を満たす必要があります）

項 目					チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入が減っている。					<input type="checkbox"/>
世帯収入の合計額が下記の金額以下である。					<input type="checkbox"/>
世帯区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	
収入基準額 (月額) <small>※社会保険料等天引き前の総収入</small>	78,000円 + 家賃額 (上限36,000円)	115,000円 + 家賃額 (上限43,000円)	140,000円 + 家賃額 (上限46,600円)	175,000円 + 家賃額 (上限46,600円)	
支給家賃額 (上限額)	36,000円	43,000円	46,600円	46,600円	
* 例：単身世帯で収入が80,000円かつ、家賃が35,000円の場合 $78,000円（基準額） + 35,000円（家賃額） - 80,000円（世帯収入額） = 33,000円（支給額）$					
世帯の預貯金の合計額が下記の金額以下である。					<input type="checkbox"/>
世帯区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上の世帯	
預貯金	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた。					<input type="checkbox"/>
職業訓練受講給付金及び地方自治体等が実施する類似の給付等を同一世帯に属する方が受けていない。					<input type="checkbox"/>
申請者と同一の世帯に属する方が暴力団員、暴力団員密接関係者でない。					<input type="checkbox"/>

■**必要書類**

- 身分証（住民票、健康保険証、運転免許証、パスポート等）
 - 2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類（離職票、廃業届等）
 - 新型コロナウイルス等が原因による収入減を証明できる書類
 （直近3か月分の世帯全員分の給与明細等）
 - 世帯全員の預貯金の分かるもの（預金通帳等）
 - 印鑑（認印可） 賃貸契約書
 - 求職申込み関係書類（求人受付票「ハローワークカード」等）
- ※但し、休業が申請理由の場合を除く

※一定の資産や収入などの条件を満たしていることが条件となります。
詳しくは、お問合せください。